

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議書

都市計画法第43条第3項の規定により、  をします。  年 月 日 北海道知事 様 (総合振興局長 (振興局長))	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">建築物</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">の</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">新 築</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">の協議</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第一種特</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">改 築</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">定工作物</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">用途の変更 新 設</td> </tr> </table>	建築物	の	新 築	の協議	第一種特	改 築	定工作物	用途の変更 新 設
建築物	の	新 築		の協議					
第一種特		改 築							
定工作物		用途の変更 新 設							
協議者 職 氏名									
1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積									
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途									
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途									
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は政令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由									
5 その他必要な事項									
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号								
※ 協 議 成 立	年 月 日 第 号								

- 備考 1 ※印のある欄は記入しないこと。  
 2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入すること。